

令和7年度 TOYAMATCH 企業間連携イベント事業募集要領

1 補助対象事業

企業等が連携し、出会いや交流、結婚を希望する当該企業等の従業員等を対象に出会いの場を提供するために実施する交流イベントであって、次の要件を満たすものです。

＜要件＞

- ①県内企業、団体等2者以上が連携し開催するイベントであること。
- ②参加対象者は、出会いや交流、結婚を希望する18歳以上の独身男女であること。
- ③参加者は、実施事業者又は実施事業者が連携する企業等が雇用する従業員等から募集すること。また、1回あたり実績で男女計10名以上の参加者があること。
- ④事業は、営利を目的とせず、参加者から参加費を徴収する場合は、その総額が参加者全体が消費する経費（飲食代等）の実費程度であること。
- ⑤交流イベントを実施する場合は、カップル成立率を高めるための工夫を十分検討すること。
- ⑥事業終了後、参加者にアンケート調査を行い、その結果をとりまとめたうえで事業を評価すること。アンケート項目は県が指定するものに従うこと。

※国の補助金等（市町村から交付される補助金で、その財源に国の補助金が充当される場合を含む。）の交付を受けている、又は受けることが確定している場合は補助対象外とします。

2 補助対象事業者

- (1) TOYAMATCH 事業実施要綱に定める TOYAMATCH 応援事業者であること。

※TOYAMATCH に未登録の場合は、登録後に申請してください。

- (2) 営利を目的として結婚相手紹介業を営むものでないこと。

3 補助金

補助対象経費及び補助上限額は次のとおりです。

補助対象経費	開催1回あたりの参加者数（実績）	補助上限額
賃金（臨時的に雇用するものに限る。）、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、手数料、保険料、筆耕料、委託料、会場借上料、車両借上料、機材等借上料	50名以上	200,000円
	10名以上50名未満	100,000円

※領収書の写し、積算証明書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出を確認できるものに限りします。

※補助対象外となる経費

- ・交付決定前に着手した事業にかかる経費
- ・備品購入費、参加者の飲食代、体験料、交通費、宿泊費、賞品代等の経費

4 補助対象事業の募集期間

令和7年4月11日（金）以降随時、申請受付

※予算額に達した時点で募集終了

5 補助対象事業実施期間(イベント実施期間)

令和7年5月1日(木)から令和8年2月16日(月)までの間で設定してください。

6 採択予定件数

5件程度

※1事業者が交付を受けられる件数は令和7年度において通算2件までとします。

7 手続きの流れ

(1) 交付申請書類提出

下記の書類を各1部メールにて提出してください。

必要な場合は事前にご相談ください。

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 補助金申請額調書(様式第4号)
- ⑤ 実施主体の概要説明書(様式第5号)
- ⑥ その他参考となる資料

※交付申請書類の提出にあたっては、県のHPに掲載されている様式を使用してください。

(2) 審査及び交付決定

交付申請書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。

上記交付申請書類受付期間終了後、原則として1週間程度経過後までに補助金交付の可否を連絡予定です。

交付決定後に着手した事業にかかる経費が補助対象となります。

(3) 補助対象事業の実施

- ・事業実施状況が分かるよう、交流イベント当日の写真を撮影してください。
- ・事業実施にかかるすべての支出証拠書類(領収書等)を保管してください。
- ・やむを得ない事情等により事業を中止又は変更する場合には、必ず事前にご相談ください。変更申請書の提出が必要となる場合があります。

※変更……実施主体・事業内容を変更すること。

参加募集数の変更に伴い、補助金の補助額を変更すること。

事業費を申請時の20%以上変更すること。

(4) 実績報告書の提出

下記のうち、いずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)及び必要添付書類(事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等)を提出してください

- ・補助事業が終了してから30日以内
- ・令和8年2月27日(金)

8 補助対象事業実施上の留意点

- ・参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施事業者において責任を持って対応すること。
- ・事業の実施にあたって、特定の商品販売、斡旋又は本事業以外のイベント等への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ・実施事業者は、アルコールの提供を伴う事業を実施する場合は、公共交通機関の利用やシャトルバスの手配など参加者の交通手段を確保するとともに、事前に参加者に対して「飲酒運転しない旨」を告知すること。
- ・事業の実施にあたって知り得た個人情報は、実施事業者の責任の下で厳重に管理し、他の目的に利用しないこと。
- ・参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。
- ・参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。

9 書類提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1－7

富山県知事政策局 企画室人口未来課

TEL 076-444-2174（直通）

E-mail akikaku@pref.toyama.lg.jp